

令和6年6月24日  
株式会社原田屋

## 一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 7月 1日～ 令和9年 4月 30日までの 2年10か月

2. 内容

目標1	将来的に、「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。
-----	--

<対策>

- 令和 6年 7月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和 7年 5月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布

目標2	小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。
-----	-------------------------------

<対策>

- 令和 6年 7月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和 7年 5月～ 制度導入  
会議や通達により社員への短時間勤務制度の周知